

「特定商取引法専門調査会 中間整理」についての意見

日本生活協同組合連合会

近年、消費者が関わる取引は、多様化・複雑化しています。消費者被害・トラブルも複雑化し、高齢者が増える中で、消費者問題は国民の大きな不安の種になっています。このような中、貴委員会の専門調査会において、これまでの消費者被害や消費者トラブルの状況を考慮し、消費者団体の要望を反映しながら、消費者保護の前進につながる方向で中間整理が行われたことを歓迎します。

この間、生協では、商品配達時の声かけや見守り活動、組合員による消費者問題の学習会や高齢者等の困りごとを助け合う活動などをすすめてきました。生協の事業・活動の現場においても、高齢の組合員を中心として消費者被害の事例や不安の声が多数寄せられているところです。

誰もが安心して消費活動を営めるようにすることは、消費者・国民のくらしの安定に極めて重要です。これは、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても「消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提」と述べられている通りです。当会は、消費者被害・トラブルを減らし、安心して暮らせる社会のしくみづくりをすすめる立場から意見提出を行います。

なお、不招請勧誘規制のあり方については、まだ関係者間の意見の隔たりが大きい状況です。消費者利益の保護と悪質な事業者に起因する消費者トラブルの低減を図る視点で、具体的な検討をお願いします。

意見

1. 消費者被害を防止する観点から、近年増加している消費者トラブル事例に対応する規制の導入に賛成する立場から、以下の点について要望します。

- (1) 電話勧誘販売において、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えた量を購入した（購入させられた）場合は、訪問販売と同様に、契約解除できるようにしてください。認知症等、判断能力が低下した高齢者やその家族が感じる消費者トラブルへの不安は大きいものがあります。電話勧誘販売においても過量販売規制を導入してください。
- (2) 権利の政令指定権利制の見直しについて中間整理に示した方向性に賛成します。CO2 排出権等、権利の売買についても特定商取引法の訪問販売

等の規制対象としてください。

- (3) F A X 広告への規制の導入に賛成します。事業者が消費者に対し、一方的に F A X 広告を送信すると、用紙代・インク代等の消費者の負担が発生します。F A X 広告を送信する場合は、消費者の事前合意が必要と考えます。
- (4) 美容医療契約に対する規制強化に賛成します。近年、美容医療に関するトラブルが多く報告されています。特定継続的役務提供と位置付けるなど、規制のあり方を検討し、トラブルの低減を図ってください。
- (5) 行政処分の効力の対象範囲拡大については、中間整理の方向性に賛成します。不適切な販売・勧誘等により行政処分を受けた事業者が、新たな法人を立ち上げたり他の都道府県に行ったりするなどの方法で、同様の事業を継続することは認められません。規制強化を行ってください。

以上